

○厚生労働省令第五十五号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前					
<p>(本省及び中央労働委員会の定員)</p> <p>第一条 厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。</p>				区分	定員	備考	区分	定員	備考
				本省	三一、五四八人	(略)	本省	三一、五五四人	(略)
合計	中央労働委員会	一〇〇人	(略)	合計	中央労働委員会	一〇〇人	(略)		
		三一、六四八人				三一、六五四人			

附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。